

環境まちづくり委員会

令和8年7月3日

1 議案審査

- (1) 議案第 45 号 特別区道千第 578 号（多町大通り南）及び 【資料】
周辺路線における電線類地中化事業の施行に伴う
道路整備工事の委託に関する施行協定の締結について

2 報告事項

- (1) 三崎橋補修等工事について 【資料】
- (2) 五十通り歩道拡幅工事について 【資料】
- (3) 清洲橋通り南歩道拡幅工事について 【資料】
- (4) 夏休み期間中の公園での遊びについて 【資料】
- (5) 神田錦町南部地区のまちづくりについて 【資料】

3 その他

特別区道千第 578 号（多町大通り南）及び周辺路線における電線類地中化事業の 施行に伴う道路整備工事の委託に関する施行協定の締結について

1. 協定概要

路 線 名：特別区道千第 578 号（多町大通り南）ほか 7 路線

箇 所：千代田区内神田三丁目 23 番先

～千代田区内神田三丁目 20 番先

路線延長：約 470m

路線幅員：約 15m、8m、6m、3m

協定金額：257,475,270 円

（令和 8・9 年度債務負担行為）

協定相手：公益財団法人 東京都道路整備保全公社

（平成 26 年 10 月 15 日付 基本協定による）

委託内容：電線共同溝設置に伴う道路整備工事

【位 置 図】

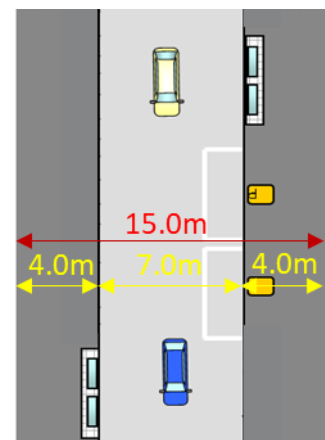


2. 整備概要

【整備イメージ(多町大通り)】

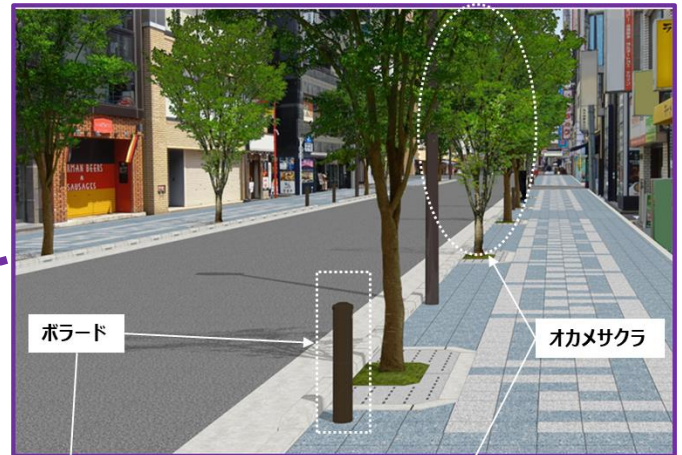


【現況幅員構成】



【景観・連続性への配慮】

中央区から続く日銀通りの連続性、景観に考慮し、沿道協議会で日銀通りと同様の車止め（ボラード）と植栽（オカメサクラ）を選定した。



3. スケジュール（予定）

	R8年度	R9年度
電線・電柱撤去 （占用企業者工事）		
道路整備工事		

【保全公社に委託した場合の品質管理や工事監理】

- ・（公財）東京都道路整備保全公社 無電柱化事業区市町村支援について

公社では、公益事業の一環として区市町村等と連携した無電柱化事業を平成 18 年度から実施している。実際の業務受託のほか、関連する相談等も対応しており、東京都と連携した総合的な技術支援を行っている。

・無電柱化事業区市町村支援の実績（令和８年４月時点）

○受託区市等（１１区９市１局）

千代田区、港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、文京区、世田谷区、葛飾区、板橋区、
武蔵野市、三鷹市、調布市、国立市、清瀬市、昭島市、府中市、
羽村市、日野市、港湾局

○受託箇所数及び整備対象延長５０箇所２９.４km

・支援内容

- 設計・工事等の発注および監督業務
- 占用予定者・企業者との調整業務
- 路線指定等の法的事務手続きの補助業務
- 支障移設計画・補償・工程調整業務
- 建設負担金の算出
- 道路・交通管理者との調整業務
- 苦情等の地元調整支援
- 国交付金・会計検査対応に関する支援

・公社協定により区（道路管理者）が行う役割

- 設計・工事の進捗管理（公社と調整）
- 協定の精算手続き等事務
- 住民説明会、地先調整
- 電線共同溝の法的事務手続き
- 交通管理者との協議
- 会計検査対応等

※ 事業全体の期間と費用

事業期間：平成２６年度（協議会発足）から令和９年度（道路整備工事完了）まで１６年間

費用：約１,０２０百万円（見込み）

<費用内訳>

調査・設計	平成２６年度～令和元年度	約４０百万円
支障移設工事	平成２９年度～令和元年度	約１００百万円
電線共同溝本体工事	令和２年度～令和４年度	約３７０百万円
引込連系管工事	令和５年度～令和７年度	約２５０百万円
道路整備工事	令和８年度～令和９年度	約２６０百万円（見込み）

三崎橋補修等工事について

1. 工事概要

工事箇所:千代田区飯田橋三丁目 11 番先

～神田三崎町三丁目 9 番先

橋梁概要:橋長27.0m 路線幅員:7.6m

橋梁構造:中路式単純鋼鈑桁橋

工事期間:契約締結の翌日～令和10年7月31日

2. 施工概要

【橋面下の工事】

- ・塗装塗替工
- ・支承取替工
- ・縁端拡幅取替工
- ・ひび割れ補修工
- ・橋台補修工
- ・パラペット取替工

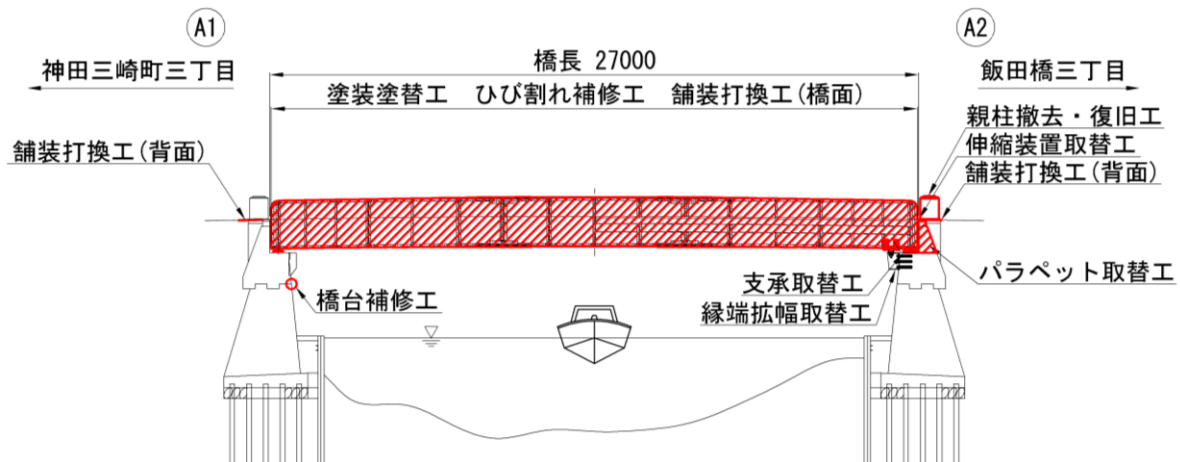
【橋面上の工事】

- ・伸縮装置取替工
- ・親柱撤去・復旧工
- ・舗装打換工



《補修箇所図》

側面図



《供用年数について》

橋梁については、国土交通省が「国土交通省インフラ長寿命化計画」等において、損傷が大きくなってから対策を行う事後保全型から、定期点検に基づき劣化の早期段階で補修を行う予防保全型への転換を進めており、インフラの長寿命化を図ることを基本方針としている。

千代田区においても、この考え方にに基づき橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画的な点検・補修による予防保全型管理を進めている。今回の三崎橋の工事は、橋梁を長期間にわたり安全に供用していくことを目的として実施するものであり、支承取替や塗装塗替えにより橋の機能回復と劣化の進行抑制を図り、橋梁の長寿命化につなげるものである。

今後も定期点検により橋梁の状態を継続的に把握し、必要な補修・補強を計画的に実施することで、安全性を確保しながら長期にわたり供用していく計画である。

《橋梁健全度調査結果》

三崎橋判定結果(令和7年度実施)

橋梁	判定結果
車道橋	Ⅱ
歩道橋(上流・下流)	I

判定区分

区分	判定	状態
I	健全	橋の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	橋の機能に支障が生じている。又は生じる可能性が著しく高く緊急に措置を講ずべき状態

《架替え検討》

三崎橋については、上記のとおり点検・補修を継続的にを行い、長寿命化を図っていく計画であることから、今回の設計において架替えの検討は実施していない。

なお、架替えを行う場合には、多額の費用と長期間の工事を要し、通行止めなど交通や周辺への影響が極めて大きいことから、補修により機能回復と長寿命化を図り、継続して使用していく方針である。

3. スケジュール(予定)

主な工種	令和8年度										令和9年度										令和10年度						
	出水期			非出水期							出水期					非出水期							出水期				
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7			
足場工																											
橋面下（塗装・補修）																											
（支承取替等）																											
橋面上（舗装・伸縮装置等）																											

※河川協議により6月～10月の出水期は河川内作業不可(作業不可期間は足場も撤去)

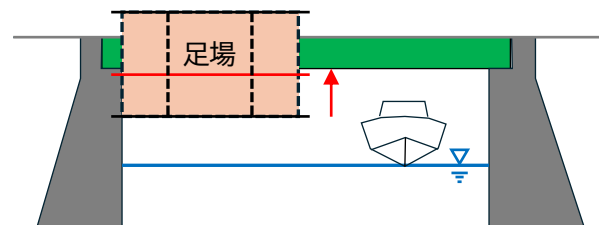
《工事中の安全対策》

工事期間中の具体的な安全対策については、契約後に施工業者と十分な協議のうえ、施工計画において交通処理計画及び安全対策を整理・検討し、交通管理者との調整を踏まえて適切に実施する。

《大雨時の対策》

本工事の施工方法等については、河川管理者である東京都河川部と事前協議を行い、施工を非出水期に限定することで、出水時のリスク低減を図っている。さらに、非出水期の施工においても、大雨により水位上昇が発生する可能性を考慮し、本工事では足場を桁下付近まで昇降・格納できる構造とする計画である。これにより、非出水期の施工においても安全性の向上と河川への影響低減を図るものである。

足場イメージ図



※水位上昇が予測される場合
➡足場底面を赤線まで格納

種別	平日12h 交通量(台)	ピーク1h 交通量(台)
自動車	1,379	158 (11時-12時)
自転車 (北側)	307	42 (11時-12時)
自転車 (南側)	281	37 (8時-9時)
歩行者 (北側)	3,774	690 (12時-13時)
歩行者 (南側)	3,181	476 (12時-13時)

【荷捌き車両について】

- ・協議会において、神田警察署にも参加を求め、パーキングの取扱いについて検討を実施。
- ・神田警察署との協議の結果、パーキングはすべて撤去する計画。
- ・整備後は駐車禁止路線となるものの、短時間の停車による荷捌き可能。
(協議会において神田警察署から説明済み)

【樹種の選定について】

◇協議会での検討経緯

・第1回協議会

街路樹の整備の方向性について意見交換を実施。街路樹を新植する方針で一致。

・第2回協議会

歩道幅員などの道路条件に適した4種を比較検討し「アマノガワ」及び「常緑ヤマボウシ」の2種に絞り込み。

・第3回協議会

道路条件、樹種特性及び維持管理性等を踏まえ「アマノガワ」を選定。

◇維持管理について

アマノガワの剪定頻度は5年に1回程度(一般的な街路樹に比べて維持管理負担が小)



アマノガワ
イメージ



整備後イメージパース

3.スケジュール(予定)

年度	令和8年度												令和9年度											
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
道路 整備	契約手続			工事																				



【工事中の歩行者及び沿道店舗への導線について】

工事期間中における歩行者の通行及び沿道店舗の利用者導線については、利用者の安全確保と周辺環境への影響低減が重要となる。このため、歩行者導線の確保、店舗へのアクセス導線、作業帯の設置、誘導員の配置等の安全対策について、関係法令及び基準に基づき適切に対応していく。

具体的な実施内容については、契約後に施工業者と十分な協議のうえ、施工計画において交通処理計画及び安全対策の整理・検討を行い、交通管理者との調整を踏まえて適切に実施していく。また、店舗等への導線確保についても、沿道関係者と綿密に調整を行い、適切に実施していく。

清洲橋通り南歩道拡幅工事について

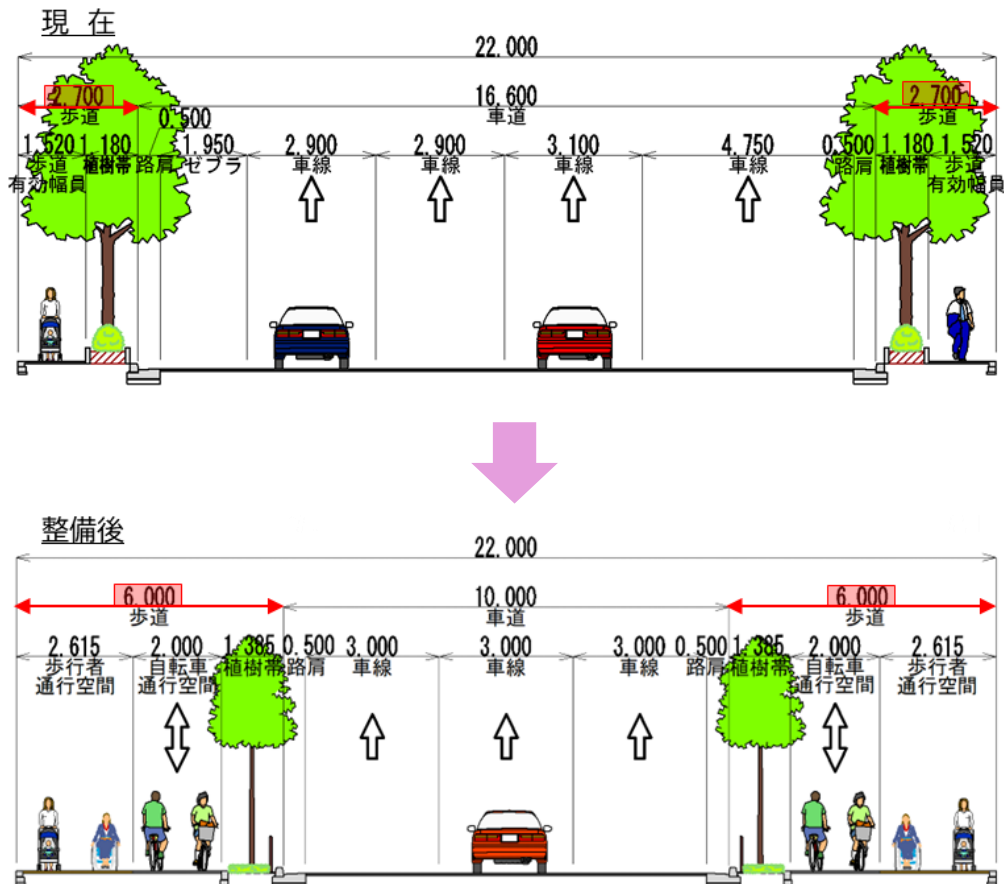
1. 工事概要

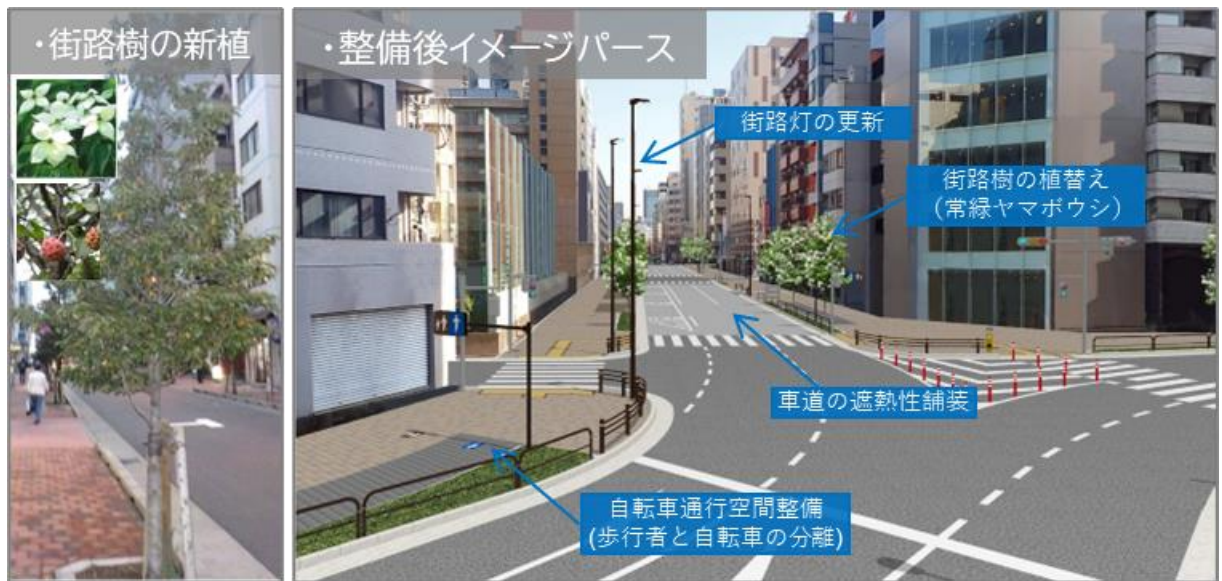
路線名：特別区道千第789号（清洲橋通り）
 工事箇所：千代田区東神田二丁目4番先
 ～中央区日本橋馬喰町一丁目8番先
 路線延長：約310m
 路線幅員：22m（歩道両側 2.7m⇒6.0m）
 整備内容：歩道の拡幅
 自転車通行空間整備
 遮熱性舗装
 バリアフリー化（セミフラット化、
 歩車道のゼロ段差）
 歩道の保水性ブロック舗装
 街路樹の新植（常緑ヤマボウシ）
 街路灯の更新



2. 計画概要

・歩道の拡幅





【交通量調査について】

調査日:令和4年6月21日 調査時間:7時~19時(12 時間)



種別	平日12h 交通量(台)	ピーク 1 h 交通量(台)
自動車	9,113	822 (8時-9時)
自転車 (東側)	621	70 (8時-9時)
自転車 (西側)	1,097	63 (8時-9時)
歩行者 (東側)	1,143	175 (8時-9時)
歩行者 (西側)	1,097	173 (8時-9時)

【歩行者や自転車の通行動線について】

(課題)

- 1 自転車を含む車両は南向きの一方通行のため、北向きに走る自転車は進行方向と逆走となる
- 2 既存の歩道幅員が植樹帯含めて 2.7m であった

(歩道拡幅後)

- 1 歩道内に自転車通行空間を整備し、自転車同士のすれ違いを考慮して 2.0m 以上を確保
- 2 自転車通行空間は路面の色を歩行者と自転車に分けることで分離する
- 3 歩行者空間は歩行者や車いす同士のすれ違いを考慮して 2.0m 以上の幅を確保
⇒交通管理者である警察とも協議済み (令和 8 年 1 月 28 日付)

【交通処理能力の検証について】

交差点の交通量と処理能力で除した割合 (交差点需要率) は、一般的に 0.9 未満が目安とされている。本路線は検証の結果、整備後もすべて 0.6 以下となり、交通処理および緊急車両が円滑に通行できることを確認し、交通管理者の警察と協議済み

【樹種の選定について】

協議会での検討経緯

第4回協議会：道路条件、樹種特性、維持管理性（落葉対応）等の観点から4種の樹種を抽出し比較検討

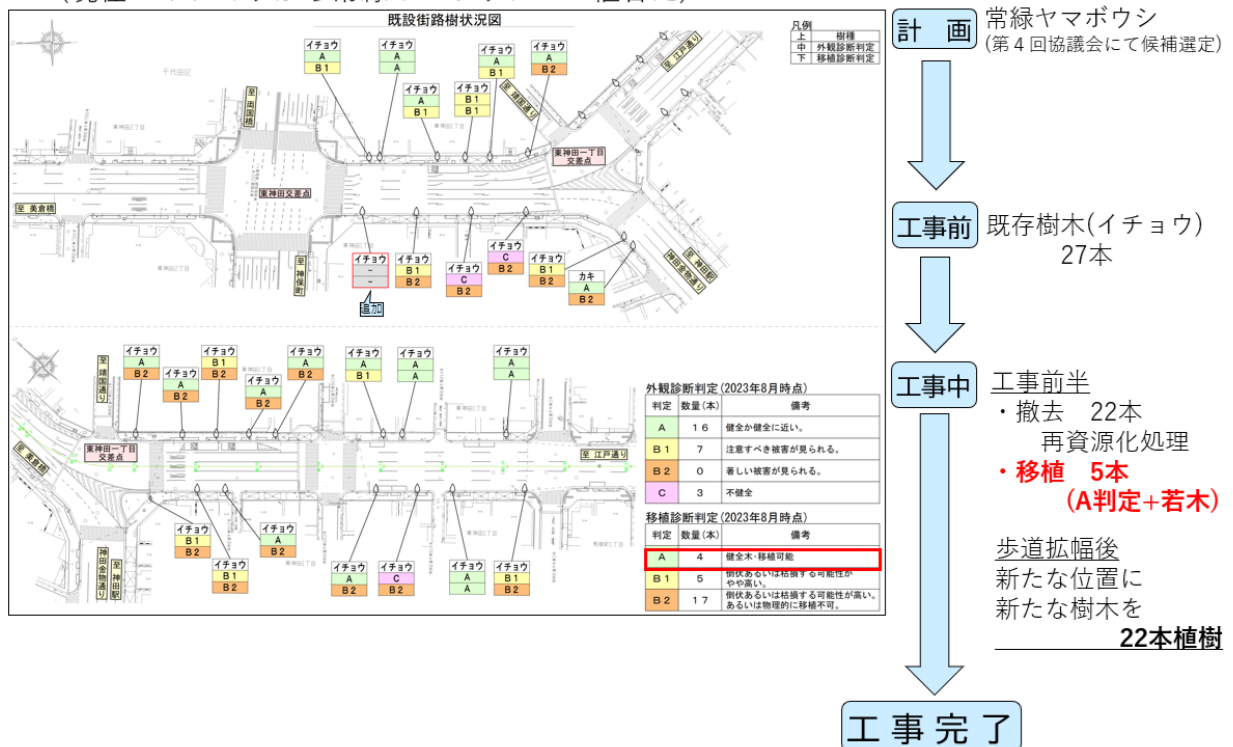
第5回協議会：「常緑ヤマボウシ」を選定

<維持管理について>

常緑ヤマボウシの剪定頻度は2～3年に1回程度頻度、課題であった落葉清掃も省力化（一般的な街路樹に比べ維持管理負担が小）

【既存樹木の調査について】

(7)街路樹の整備方法について
(現在のイチヨウから常緑ヤマボウシへの植替え)



令和7年12月18日 第5回道路整備沿道協議会資料より

3. スケジュール

道路整備	令和8年度												令和9年度											
項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
契約手続き	◀	→			▶																			
工事期間				◀	→▶																			

夏休み期間中の公園での遊びについて

1 花火

(1) 実施場所、実施期間、実施時間、対象者

実施場所	実施期間	実施時間	対象者
東郷元帥記念公園	7/18(土)～9/6(日) 土・日 16日間	18時～20時	子ども及び保護者※
神田児童公園			
富士見児童公園			
西神田公園			
錦華公園			
芳林公園			
和泉公園			
麴町こどもの広場			

※必ず保護者が付き添う、こどもを伴わない大人のみでの利用は禁止

(2) 運用体制

東郷元帥記念公園・和泉公園では2名、
その他の公園では1名の人員を配置＜委託＞
(近隣への事前周知、消火準備、危険行為の注意等を実施)

(3) 開催状況の連絡

他のイベント(お祭り等)の実施時や雨天等悪天候の場合等については、
X(エックス)の花火用アカウントにて中止のお知らせ

2 ボール遊び

(1) 実施場所、実施期間、実施時間、対象者

実施場所	実施期間	実施時間	対象者
外濠公園総合 グラウンド	7/21(火)～7/31(金) 月～金(祝日除く) 9日間	8:00～12:00	未就学児とその保護者 小学生・中学生・高校生
	8/3(月)～8/31(月) 月～金(祝日除く) 20日間	8:00～10:00 16:00～18:00	
	8/13(木)	8:00～12:00	
小川広場 (フットサルコート)	7/20(月・祝)～8/31(月) 月・水(祝日含む) 13日間	8:30～10:30 16:00～18:00	未就学児とその保護者 小学生
	7/20(月・祝)～8/31(月) 火・木・金(祝日含む) 18日間	8:30～12:30	

(2) 運用体制

警備員の配置は行わない(通常管理の中で対応)

3 水遊び場

I. 子どもの池

(1) 実施場所、実施期間、実施時間、対象者

実施場所	実施期間	実施時間	対象者
東郷元帥記念公園	7/10(金)～9/6(日) 59日間	10時～16時 12時～13時は除く	小学校入学前の子ども※
千鳥ヶ淵公園			
神田児童公園			
芳林公園			
和泉公園			

※必ず保護者が付き添う、水着の着用(オムツが取れていない子どもは、水遊び用オムツの上から水着の着用)が必要

(2) 運用体制

各公園2名の人員を配置＜委託＞(利用状況見守り、利用案内等を実施)

(3) 開催状況の連絡

雨天等悪天候やこどもの池の水温が低い場合等については、
X(エックス)のこどもの池用アカウントにて中止のお知らせ

II. 親水広場

(1) 実施期間

実施場所	実施期間	実施時間	対象者
錦華公園	7/10(金)～9/6(日) 59日間	10時～16時	制限なし

(2) 運用体制

警備員の配置は行わない(通常管理の中で対応)



花火の様子(錦華公園)



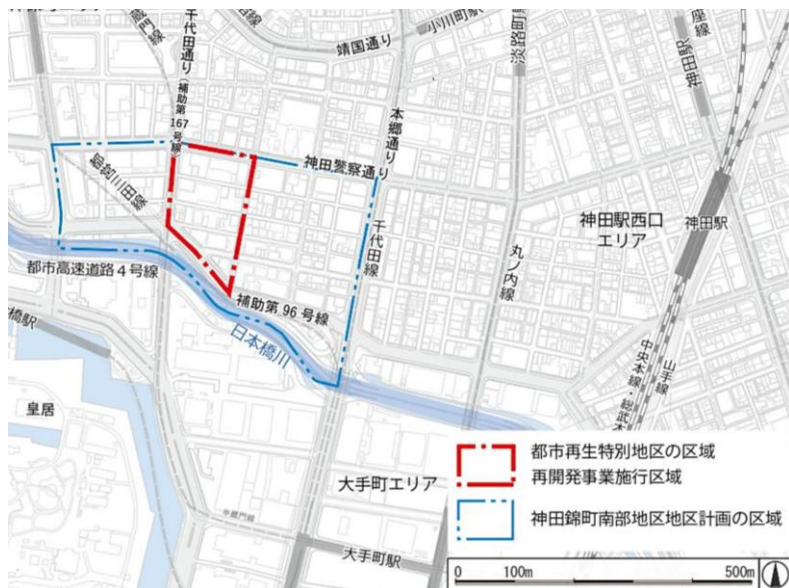
こどもの池(東郷元帥記念公園)



ボール遊びの様子(外濠グラウンド)

1. 計画地区概要

■ 検討対象区域



■ 神田錦町南部地区におけるまちづくりの経緯

項目	主な内容
2016年12月	神田錦町三丁目南部東地区市街地再開発準備組合設立
2019年9月	第1回まちづくり検討オープンハウス【準備組合】
2023年4月 ～2024年9月	第1～4回まちづくり勉強会【準備組合】
2025年6～7月	神田錦町南部地区まちづくりガイドライン(案)の説明会、パブリックコメント【区】
2025年9月	神田錦町南部地区まちづくりガイドライン 策定【区】
2026年3月	神田錦町三丁目南部東地区開発計画概要住民説明会【準備組合】
2026年6月	第一種市街地再開発事業の提案【準備組合→区】 (都市再生特別地区の提案【準備組合→東京都】)

■ 地区の特色と課題

【地区の特色】

神田駅周辺



- ・個性のあるまちが広がっている

日本橋川



- ・水や緑などの地域資源に近接している

ちよだプラットフォームスクウェア



- ・新たなビジネスや文化を生み出していくための拠点施設

東京大学発祥の地



- ・古くから『学び』が根付くまち

神田祭の様子



- ・『地域コミュニティ』が形成されている

【地区の課題】

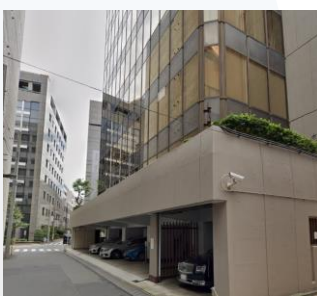
複合市街地としての魅力が十分に発揮されておらず、
来街者が少ない状況にある。
また、周辺との賑わいの連続性やネットワークにも課題がある。



- ・老朽化した建物が多く、機能更新が十分に進んでいない



- ・人々の賑わいや憩いの場となる広場や緑が十分とはいえない



- ・駐車場の配置等により低層部の賑わいが生まれにくい

■ 神田錦町南部地区まちづくりガイドライン(2025年9月 | 千代田区)

設定した6つの目標

- ① **多様な人々が働き・訪れ・滞在する、地域環境と調和した地域活力のあるまち**
- ② 人々の憩いや賑わい、防災活動、地域コミュニティ等の様々な活動ができる**大規模広場**のあるまち
- ③ まちの特徴である**交流・学び・祭礼等の地域文化を継承し発信していく機能**のあるまち
- ④ コミュニティが活性化する**仕組み**や暮らしやすい居住機能、**生活利便機能**のあるまち
- ⑤ 周辺に足をのびしてみたいくなるような**歩いて楽しい歩行者空間や低層部に賑わい**があるまち
- ⑥ 防災機能を備え**安全安心で環境にやさしく自然を身近に感じられるまち**

■まちづくりアクションと整備イメージ

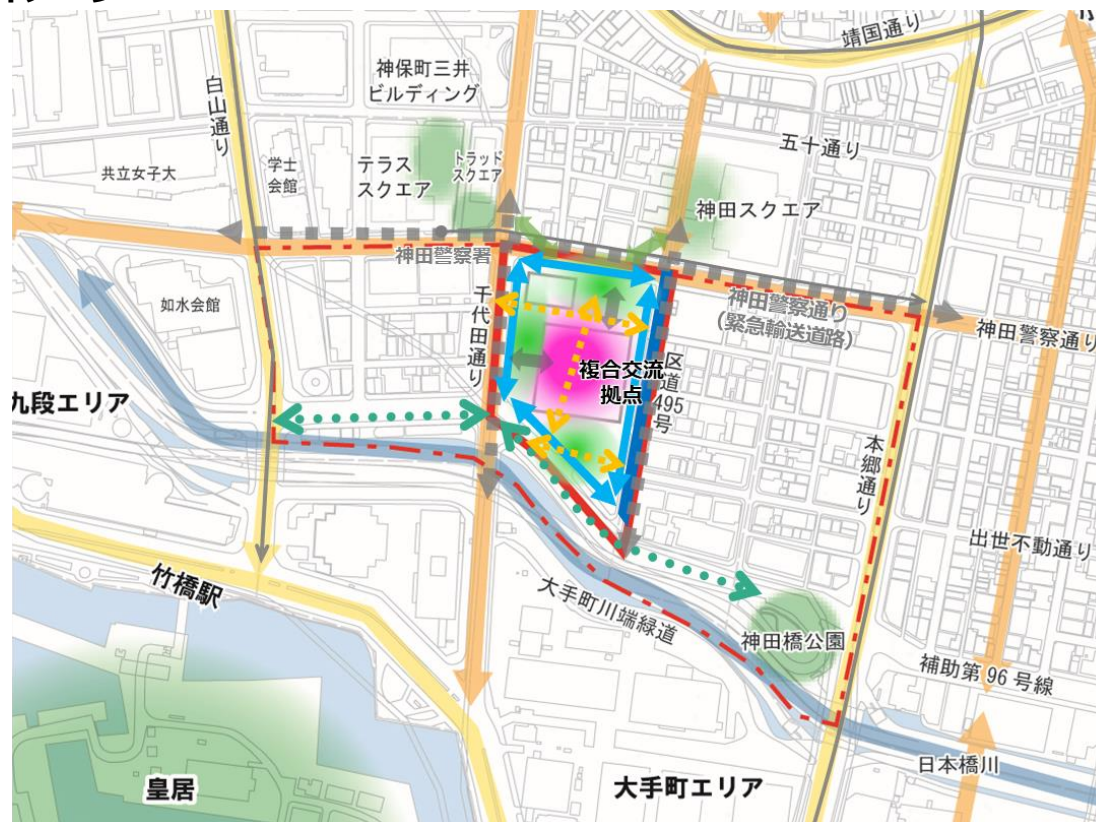


神田錦町南部地区地区計画区域
(まちづくりガイドラインの対象地区)

再開発事業検討地区

千代田区都市計画マスタープラン

- エリア回遊軸
- 都市機能連携軸
- 環境創造軸



まちづくりアクションでの取組

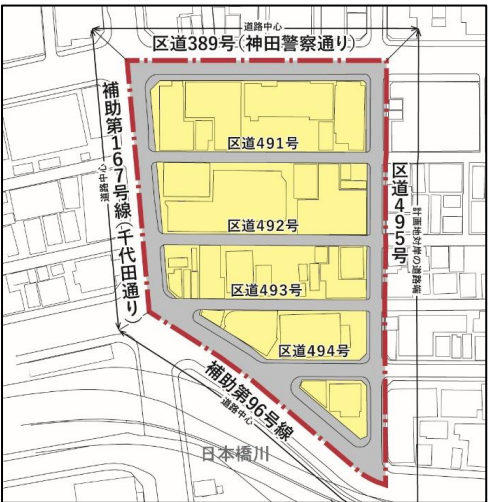
- | | |
|---|--------------------------------|
|  | |
| 拠点 | 広場 |
|  | 周辺の広場との連携 |
|  | 拠点と広場との連携 |
|  | 歩行者ネットワーク
(水と緑) |
|  | 快適な歩行者ネットワーク
(歩行者通路・広場内配路等) |
|  | 区道495号(拡幅) |
|  | 快適な歩行者ネットワーク
(再開発事業検討地区内) |
|  | 歩行者ネットワーク整備による
波及イメージ |

3. 計画概要

■ 計画概要

計画地	東京都千代田区神田錦町二丁目、神田錦町三丁目各地内		
地域地区	商業地域／防火地域／駐車場整備地区／神田錦町南部地区地区計画		
指定容積率	700％、600％（加重平均：約615％）		
指定建蔽率	80％（防火地域内耐火建築物により100％）		
	地区全体	南地区	北地区
区域面積	約2.5ha	約1.9ha	約0.6ha
計画容積率	約1,130％	約1,390％	約230％
敷地面積	約17,050㎡	約13,320㎡	約3,730㎡
延床面積 （容積対象面積）	約230,000㎡ （約192,660㎡）	約220,000㎡ （約184,360㎡）	約10,000㎡ （約8,300㎡）
主要用途	事務所、店舗、 宿泊施設、 文化交流施設、 高等学校、駐車場等		公共公益施設等
建築物の高さ	約180m		約40m
階数	地上約35階、地下3階		地上約8階、地下2階
工期（新築～竣工）	2029年度～2036年度		

■ 現況図



■ 配置計画図



4. 都市再生特別地区の活用

都市再生特別措置法に基づく都市計画制度である**都市再生特別地区を活用する**。都市再生緊急整備地域内において、既存の用途地域等に基づく用途、容積率等の規制を適用除外とした上で、自由度の高い計画を定めることができる都市計画制度。

1 拠点と連携した周辺市街地におけるウォーカブルなまちづくりと活力・賑わいを創出する都市機能の導入

- (1) 周辺市街地におけるリノベーション等によるまちの活力・賑わいを創出する都市機能の導入と、ウォーカブルなまちづくりを促進する駐車場集約化及び無電柱化・歩道の美装化
- (2) ウォーカブルなまちづくり支援の場となり、多様な人の交流を促進する文化交流施設の整備と、多様な来街者を呼び込み、周辺市街地と連携して賑わいを創出する宿泊施設の整備
- (3) 地域の核として賑わいを創出し交流を促進する広場の整備

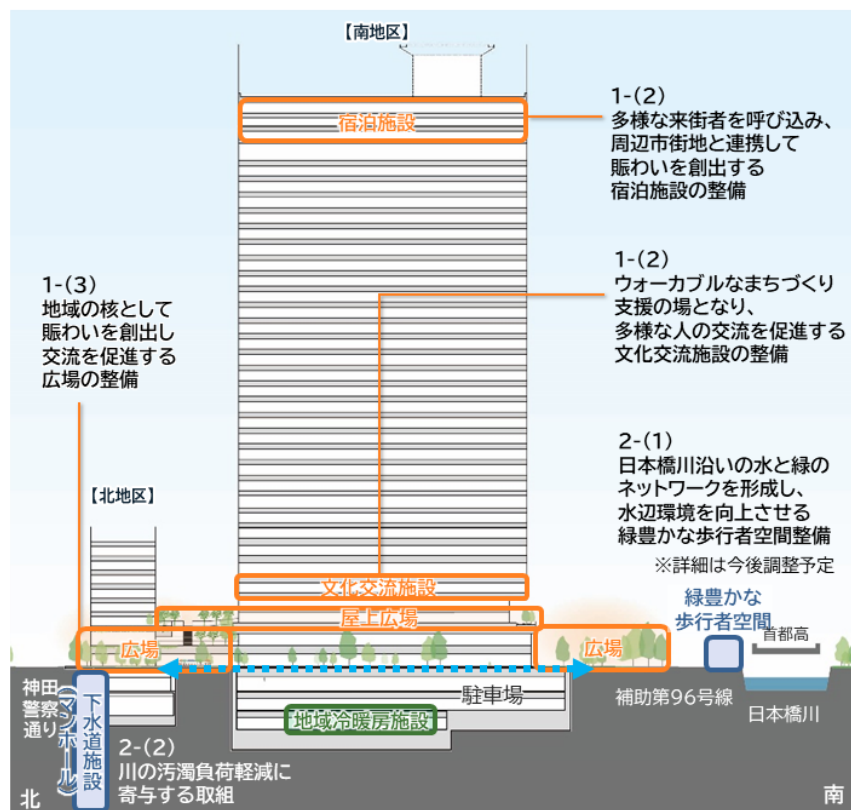
2 日本橋川の水辺環境を向上させる都市基盤の整備

- (1) 日本橋川沿いの水と緑のネットワークを形成し、水辺環境を向上させる緑豊かな歩行者空間整備
- (2) 川の汚濁負荷軽減に寄与する取組

3 環境負荷低減と防災対応力強化

- (1) 都心部の新たな緑の創出
- (2) 環境負荷低減に向けた取組
- (3) 地域の防災対応力強化に向けた取組

■南北断面イメージ



■平面イメージ



5. 第一種市街地再開発事業（素案）概要

■ 名称及び規模

名 称：神田錦町三丁目南部東地区 第一種市街地再開発事業
規 模：約2.5ha

■ 建築物の整備

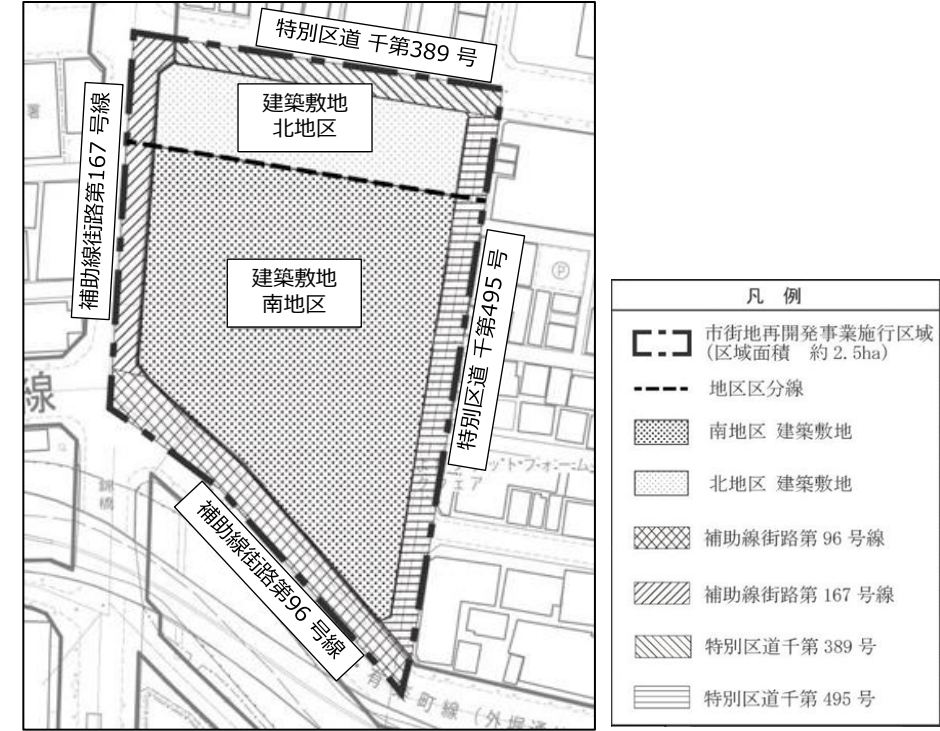
地区	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	高さの限度
南地区	約10,500㎡	約220,000㎡ [約184,360㎡]	事務所、店舗、文化交流施設、宿泊施設、学校、駐車場等	高層部：180m 低層部B：25m
北地区	約1,700㎡	約10,000㎡ [約8,300㎡]	公共公益施設等	低層部A：40m 低層部B：25m

■ 建築敷地の整備

地区	建築敷地面積	整備計画	参考
南地区	約13,320㎡	・周辺市街地と連携し、歩行者ネットワークを形成する。	地区計画区域内及び都市再生特別地区内にあり。
北地区	約3,730㎡	・敷地内に広場、歩行者空間等を整備する。	

■ 公共施設の配置概要図

種別	名称	規模	備考
幹線道路	補助線街路第96号線	別に都市計画に定めるとおり	既設
	補助線街路第167号線	別に都市計画に定めるとおり	既設
区画道路	特別区道 千第389号	幅員 約11m〔約22m〕、 延長約110m	既設
	特別区道 千第495号	幅員 約12m〔約12m〕、 延長約190m	拡幅



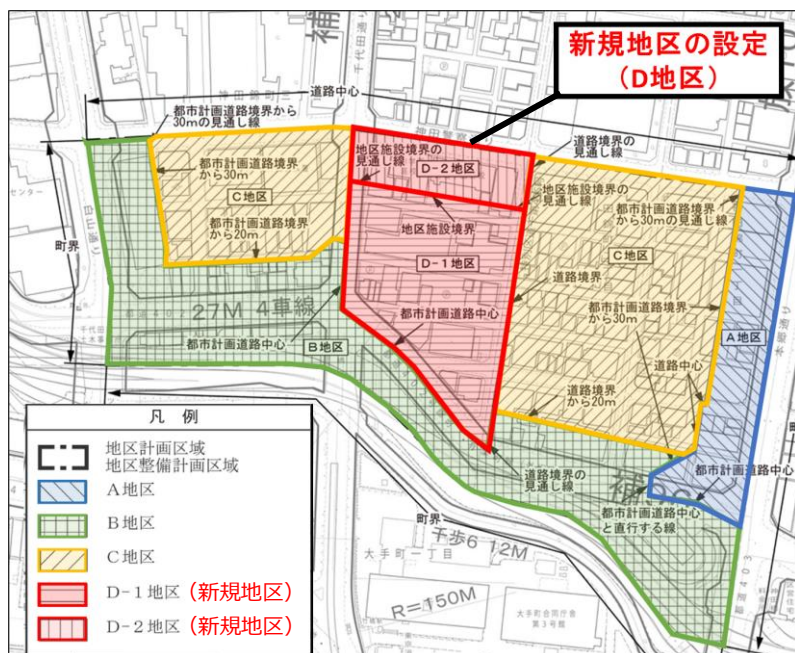
6. 神田錦町南部地区地区計画の変更について

市街地再開発事業（神田錦町三丁目南部東地区）・都市再生特別地区（神田錦町南部地区）の提案に伴い、**既存の地区計画**（神田錦町南部地区）**についても変更の都市計画決定を行う。**

■地区計画の目標（変更後） ※赤字は追記部分

地区の特性や課題及び上位計画での位置付けを踏まえ、本地区では次に掲げる事項を地区計画の目標とするとともに、神田錦町の核となる拠点においては、それぞれが持つ都市機能の強化等を図る。

1. 多様な人々が働き・訪れ・滞在する、地域環境と調和した地域活力のあるまち
2. 人々の憩いや賑わい、防災活動、地域コミュニティ等の様々な活動ができる大規模広場のあるまち
3. まちの特徴である交流・学び・祭礼等の地域文化を継承し発信していく機能のあるまち
4. コミュニティが活性化する仕組みや暮らしやすい居住機能、生活利便機能のあるまち
5. 周辺に足をのばしてみたいくなるような、歩いて楽しい歩行者空間や低層部に賑わいがあるまち
6. 防災機能を備え安全安心で環境にやさしく自然を身近に感じられるまち



■既存地区（A～C地区）の方針概要 ※赤字は追記部分

建替えや既存建物の有効活用等を前提とし、賑わい機能の誘導に加え、以下の内容を各地区の方針とする。

●A地区

居住環境に配慮した、高層の商業・業務を主体とした複合市街地の形成

●B地区

居住環境に配慮した、中・高層の商業・業務を主体とした複合市街地の形成

●C地区

住宅と商業・業務施設が共存・調和した中高層の複合市街地の形成

■新規地区（D地区）の方針概要 ※赤字は追記部分

- ・ 地域活力の向上を目指す核となる複合交流拠点の形成
- ・ 多様な人々の活動の場となる大規模広場の誘導
- ・ 地区内の円滑な交通処理と安全で快適な歩行者空間の創出
- ・ 主要道路に面する建物低層部では、広場と一体的な賑わい機能の誘導

■D地区施設の整備方針 ※赤字は追記部分

- ・ 安全で快適な歩行者空間の創出を図り、区画道路を拡幅整備
- ・ 多様な地域の活動・交流の促進、一時避難、滞在場所の創出を図り、地域の防災活動拠点となる広場を整備
- ・ 歩行者の安全性、快適性、滞在性及び回遊性の向上を図り、補助第96号線及び区画道路沿道に公共空地を整備
- ・ 地区全体の歩行の回遊性向上を図り、歩行者通路を整備

7. 地区内の区有施設及び今後の予定について

■地区内における区有施設概要

地区内には、以下の施設が入居する区有建物がある。

所在地	建物完成	敷地面積	延床面積	建物構造
神田錦町3-21	1981年	1,303.09 m ²	5,711.61 m ²	RC造 地下2階/地上5階

■ちよだプラットフォームスクウェア ※ちよだプラットフォームサービスホームページより抜粋

- 「多世代・多地域がつながり育つシェアオフィス」として設立。フリーアドレス制、高いセキュリティを確保した専有スペースの2種類のワークスペースのほか、用途にあわせた幅広いサイズの貸会議室やミーティングルーム、ビジネスの合間にリフレッシュできる屋上庭園やウッドデッキ、総合受付のコンシェルジュ、ビジネスセンターが併設している。



オープンネスト（シェアオフィス）



クローズドネスト（専有のワークスペース）



ラウンジ



貸会議室



ロビーラウンジ



デッキ・広場空間

- ・築年数が40年を超えていることから、再開発事業への参画を見据えて、今後検討を行っていく。

■今後の予定について

7月14日(火)

都市計画審議会（報告）

7月下旬以降

- ・地区計画素案の説明会
素案の公告・縦覧、意見書提出期間（都市計画法第16条）
- ・地区計画、市街地再開発事業
案の公告・縦覧、意見書提出期間（都市計画法第17条）

11月頃

都市計画審議会（審議）

令和8年中

都市計画決定・告示

<参考>

東京都（都市再生特別地区手続きの流れ）

9月頃

都市再生特別地区の案の縦覧
（都市計画法第17条）

11月頃

東京都 都市計画審議会（審議）

令和8年中

都市計画決定・告示